

平成23年10月5日

株式会社 オフィスエル
代表取締役 木村 誠 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子



ご連絡

当協会からの平成23年7月27日付「要請書」に対し、貴社より平成23年8月30日付で「回答書」をいただきました。それによれば、契約書第4条2に、「処理の状況については、甲から請求があった場合、調査の内容に関わらない範囲で報告するものとします。」とあります。

上記回答書により、貴社は、①貴社と顧客との間の契約については、委任契約上の義務に服するものであることを確認し、また②消費者の請求により具体的な処理の状況を報告することを約束されたものと理解致しました。

以上を踏まえ、今後、貴社で使用される修正済みの契約書を、平成23年10月31日までに当協会宛にご送付くださいますようお願い致します。またこれまでに使用していた過去の契約書は廃棄してください。なお、修正済みの契約書をいつから使用するか、ご連絡をお願いいたします。

また、本「ご連絡」ならびに貴社からの契約書の送付の有無、及び新契約書の内容は、当協会において公表する事があることを、念のため申し添えます。

本件連絡先：東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL：03-3448-9736
FAX：03-3448-9830